政令

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（政策立案参事官、公文書監理官及び参事官）」に改め、同条第一項中「政策立案参事官一人」の下に「、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　公文書監理官は、命を受けて、金融庁の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

附則第六条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十一号

特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

国土交通大臣　石井　啓一

特定複合観光施設区域整備法施行令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十二号

特定複合観光施設区域整備法施行令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　特定複合観光施設（第一条―第五条）
第二章　カジノ事業及びカジノ事業者
第一節　カジノ事業の免許等（第六条―第八条）
第二節　カジノ事業者が行う業務（第九条―第十六条）
第三節　カジノ事業の従業者（第十七条）
第三章　カジノ施設供用事業（第十八条―第二十四条）
第四章　認可施設土地権利者（第二十五条・第二十六条）
第五章　カジノ関連機器等製造業等
第一節　カジノ関連機器等製造業等の許可等（第二十七条―第三十一条）
第二節　カジノ関連機器等製造業等の従業者（第三十二条・第三十三条）
第三節　指定試験機関（第三十四条―第三十七条）
第六章　カジノ施設への入場等の制限（第三十八条・第三十九条）
第七章　入場料及び認定都道府県等入場料並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金（第四十条―第四十六条）
附則

第一章　特定複合観光施設

（国際会議場施設の基準）

第一条　特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める基準は、主として国際会議の用に供する室のうちその収容人員が最大であるものの収容人員（以下この条及び次条において「最大国際会議室収容人員」という。）がおおむね千人以上であり、かつ、主として国際会議の用に供する全ての室の収容人員の合計が最大国際会議室収容人員の二倍以上であることとする。

（展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設の基準）

第二条　法第二条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる最大国際会議室収容人員の区分に応じ、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計が当該各号に定める面積以上であることとする。

一　おおむね千人以上三千人未満　おおむね十二万平方メートル

二　おおむね三千人以上六千人未満　おおむね六万平方メートル

三　おおむね六千人以上　おおむね二万平方メートル

（我が国の観光の魅力の増進に資する施設）

第三条　法第二条第一項第三号の政令で定める施設は、我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設とする。